

議員提出議案第3号

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり二宮町議会会議規則第13条第2項の規定に基づき提出する。

令和7年11月28日

二宮町議會議長 前田 憲一郎 殿

提出者	二宮町議會議員	小笠原 陶子
賛成者	同	小林 幸子
同	同	一石 洋子
同	同	羽根 かほる
同	同	根岸 ゆき子



## 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約（日本は1985年に批准）の実効性を高めるため1999年に国連で採択された附属の条約である。女性差別撤廃条約の締約国189か国中、115か国が選択議定書を批准しているが、日本はまだ批准していない。

選択議定書は、個人通報制度と調査制度の二つの手続を定めている。批准により、国際的な人権基準に基づき、女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化することができるものと考える。

日本における男女平等の実現は、いまだ途上にある。各国においての男女格差を示すジェンダー・ギャップ指数の2023年の日本の総合順位は、146か国中125位であった。第5次男女共同参画基本計画でも「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と規定されていたが、2025年のジェンダー・ギャップ指数は依然、118位に留まっているところである。

現在、男女間の賃金格差等の様々な男女格差に係る問題に対し、さらに改革を進めることが期待される中、女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、この現状を変え、女性の権利を国際基準にする重要な第一歩である。

よって、国におかれては、前述の趣旨を踏まえ、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年11月28日

### 提出先

衆議院議長 額賀福志郎  
参議院議長 関口 昌一  
内閣総理大臣 高市 早苗  
総務大臣 林 芳正  
法務大臣 平口 洋  
外務大臣 茂木 敏充

内閣府特命担当大臣（こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画） 黄川田仁志

神奈川県中郡二宮町議会議長 前田 憲一郎